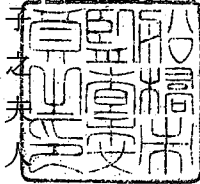


地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年5月1日

船橋市監査委員 栗 林 紀  
 同 齋 藤 弘  
 同 浦 田 秀  
 同 日 色 健



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 社会福祉法人さざんか会 施設名 船橋市障害者支援施設 北総育成園 部局課名 福祉サービス部障害福祉課	令和7年12月25日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>指定管理者監査</p> <p>[指摘事項]                      (指定管理者所管課)</p> <p>文書による利用料承認手続きの漏れ                      指定管理施設の利用料のうち光熱水費及び食事代の変更について、文書による承認手続きが漏れていた。</p> <p>船橋市障害者支援施設条例第10条では、利用料は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する主務省令で定める費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額とされている。</p> <p>また、船橋市文書管理規則第6条第1項では、「意思決定その他の事務は、軽微なもの又は緊急の取扱いを要する事案であつて意思決定と同時に公文書を作成することが困難であるものを除き、公文書により処理することを原則とする。」と規定されている。</p> <p>指定管理者に確認したところ、光熱水費の値上げについては、電子メール及び電話で市に相談後、市から変更方法についての指導があり、その上で利用者等に伝えたとのことであった。また、食事代の値上げについては、電話で市に相談後、市から承認され、その上で利用者等に伝えたとのことであった。</p>	<p>船橋市文書管理規則第6条第1項に基づき、引き続き、文書による利用料承認を行い、適正に事務を執行していく。</p> <p>また、指定管理者募集時には、募集要項に「利用料変更承認申請書」を加えることで、利用料変更時の手続き方法を明確にする。</p>

所管部署に確認したところ、指定管理者より、物価高騰の影響による増額の説明を受けて課内で協議したが、電話により承認してしまい、文書をもってやり取りするという認識がなかったとのことであった。

なお、令和7年4月1日付の利用料承認申請分からは、他の指定管理施設で不備があったことを受け、文書による手続きに改めたとのことであった。

今後も同規則の原則に基づき、適正に事務を執行されたい。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 社会福祉法人さざんか会 施設名 船橋市障害者支援施設 北総育成園 部局課名 福祉サービス部障害福祉課	令和7年12月25日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>指定管理者監査</p> <p>[要望事項]            (指定管理者所管課)            修繕の負担の協議</p> <p>給湯ユニット1機に関する30万円以上の修繕について、指定管理者の負担で行われていた。</p> <p>船橋市障害者支援施設北総育成園の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第13条では、施設等(市の財産であるものに限る。)に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増設若しくは移設は、市の負担において行うものとし、見積額が1件30万円未満の軽易な修繕については指定管理者の負担とするとされている。</p> <p>指定管理者に確認したところ、6機ある給湯ユニットのうち1機が故障し、現状の運営には支障がなかったものの、修繕業者によると1機が故障すれば同時期に設置した他の5機についても壊れてもおかしくないとのことであった。そのため、所管部署に修理の相談をしたが、緊急修繕は難しいとの回答があったため、当該1機については指定管理者が費用を負担して修繕を行ったとのことであった。</p> <p>一方、所管部署に確認したところ、運営上の支障がないとの説明があったため、緊急修繕は難しいと判断したが、指定管理者から早急に指定管理者の費用負担で修繕を行いたいとの打診を受けたため、これを承認したとのことであった。</p> <p>本件については、利用者の生活や安全に関わる指定管理者からの相談に対し、所管部署として指定管理者との協議が不十分であり、緊急性の判断が不足していたものと思われる。</p> <p>施設等の修繕に当たっては、指定管理者と協議を綿密に行った上で、基本協定書に基づき適切に判断されるよう要望する。</p>	<p>設備の不具合が利用者の生活や安全に関わるため、指定管理者と協議を綿密に行ったうえで、適切に緊急性の判断をしていく。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 公益財団法人 船橋市福祉サービス公社 施設名 船橋市東老人福祉センター 部局課名 高齢者福祉部高齢者福祉課	令和8年3月9日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>指定管理者監査</p> <p>[指摘事項]            (指定管理者所管課)</p> <p>第三者委託の承認手続きの漏れ。</p> <p>指定管理施設の管理業務のうち指定管理者が第三者に委託している簡易専用水道法定検査業務等について、市の承認手続きが漏れていた。</p> <p>船橋市東老人福祉センターの管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第24条第2項では、管理業務の一部について、指定管理者は市の承認を得た上で第三者に委託し、又は請け負わせることができることとされている。</p> <p>指定管理者に確認したところ、基本協定書の資料である船橋市東老人福祉センター設備保守点検等業務一覧表の記載内容の確認が不十分なまま、船橋市東老人福祉センター管理業務委託承認申請書(以下「承認申請書」という。)を作成したことから、当該業務等の記載漏れが生じたとのことであった。</p> <p>所管部署に確認したところ、確認を徹底する体制が整っていなかったため、指定管理者から提出された承認申請書に当該業務等が含まれていないことを確認せずに承認してしまったとのことであった。</p> <p>今後は市と指定管理者の双方で十分に確認を行い、適正に事務を執行されたい。</p>	<p>指定管理者に対し、第三者委託予定の業務を改めて照会した。現在の指定管理期間に係る管理業務について、全項目を精査し、全ての第三者委託予定業務を承認した。</p> <p>再発防止策として、第三者への管理業務委託に係る承認申請書の受理時に、基本協定書の資料1「船橋市東老人福祉センター設備保守点検等業務一覧表」に記載のある業務が全て申請書に網羅されているか確認を行う。記載のない業務については、第三者への委託予定がないか個別に確認を徹底する。併せて、その他の業務についても、承認時に委託の有無を都度確認する運用とする。また、市内全老人福祉センター所長が集まる会議において、第三者委託業務の申請内容の再確認と新たに業務を委託する際は必ず申請を行うよう、全体周知を図った。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 F S Pグループ 施設名 ふなばし三番瀬海浜公園 ふなばし三番瀬環境学習館 部局課名 都市整備部公園緑地課	令和8年3月30日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>指定管理者監査</p> <p>[指摘事項]            (指定管理者所管課)            資金収支に関する報告書の誤り</p> <p>指定管理者から提出された令和6年度事業報告書のうち資金収支に関する書類について、駐車場事業支出の委託費支出における決算額が誤っており、全体の決算額にも誤りが生じていた。</p> <p>ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の管理運営に関する基本協定書第8条第2項第3号では、管理運営業務に係る収支状況を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならないとされており、資金収支に関する報告書についてはその正確性が求められる。</p> <p>指定管理者に確認したところ、決算額の誤りについては決算確定前に作成した資料から、資金収支に関する報告書に数字を転記してしまったとのことであった。</p> <p>所管部署に確認したところ、指定管理者から提出された資料は市への提出前に当該法人において入念なチェックがなされたものであるとの前提であったため、細かい資料までは確認していなかったとのことであった。</p> <p>今後は、指定管理者から提出された資料を十分に確認するとともに、指定管理者に対し再発防止について指導されたい。</p>	<p>指定管理者には提出された令和6年事業報告書のうち資金収支に関する書類について、駐車場事業支出の委託費支出における決算額及び全体の決算額が修正された正しい報告書の提出を要請し、提出された。</p> <p>また、次年度以降の報告書及びその他の書類についても、市への提出前に確認を徹底するよう指導した。</p> <p>所管部署では指定管理者から提出される書類について、指定管理者へのヒアリングや根拠資料の提出を求め、担当者と副担当者による基本協定書等の各種資料との照合を行うといったチェック体制強化を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 F S Pグループ 施設名 ふなばし三番瀬海浜公園 ふなばし三番瀬環境学習館 部局課名 都市整備部公園緑地課	令和8年3月30日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>指定管理者監査</p> <p>[指摘事項]            (指定管理者所管課)            第三者委託の承認手続きの漏れ</p> <p>指定管理施設の管理運営業務のうち指定管理者が第三者に委託している駐車場管理業務について、市の承認手続きが漏れていた。</p> <p>ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の管理運営に関する基本協定書第22条第2項では、管理運営業務の一部について、指定管理者は市の承認を得た上で第三者に委託することができることとされている。</p> <p>指定管理者に確認したところ、当該業務が指定管理業務に該当するとの認識が十分でなく、第三者委託の承認申請をしないまま業務を実施してしまったとのことであった。</p> <p>所管部署に確認したところ、当該業務については売店や清掃等の業務と同様に臨時職員を雇用しているものと認識し、また、指定管理者へのヒアリングも不足していたとのことであった。</p> <p>今後は市と指定管理者の双方で十分に確認を行い、適正に事務を執行されたい。</p>	<p>指定管理者から現年度の第三者への業務委託承認について再申請があり、承諾した。</p> <p>次年度以降は、第三者への業務委託の申請の際に指定管理者で漏れないよう申請書を作成し、市へ提出するよう求めた。</p> <p>また、所管部署担当者は申請書の提出前後に業務の委託が漏れていないかなど指定管理者への十分なヒアリングを行う。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 TRC・野村不動産 パートナーズ共同企業体 施設名 船橋市中央図書館 船橋市東図書館 船橋市北図書館 部局課名 生涯学習部西図書館	令和8年2月3日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>指定管理者監査</p> <p>〔指摘事項〕            (指定管理者所管課)            文書等の保存期間の不備</p> <p>管理業務に関する文書等の保存期間について、船橋市図書館の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)等の規定より指定管理者において短く設定し、1年から7年の期間としていた。</p> <p>基本協定書第33条では、指定管理者は管理業務に関する文書等について、協定期間終了後、別に定める仕様書等に定める期間保存しなければならないとされており、当該仕様書5.付帯事項(1)では、同条に定める協定期間終了後保存する期間は10年とするとされている。</p> <p>指定管理者に確認したところ、指定管理業務受託当初、管理業務に関する文書等を具体的に確認しておらず、各種文書の保存期間を当該法人が定める経理書類保管期間や指定管理者内での業務都合に合わせて設定した結果、差異が生じたとのことであった。</p> <p>所管部署に確認したところ、仕様書に文書の保存期間について規定されていることを把握していなかったこと、指定管理者制度導入時や選定時に作成する募集要項等には文書の保存期間について規定されていなかったことが原因とのことであった。</p> <p>今後は、基本協定書等に基づき適正に事務を執行されたい。</p>	<p>指定管理者制度導入時、基本協定書を締結した当初は、市も指定管理館も保存期間については把握していたものと推測されるが、基本協定書内の仕様書に文書の保存期間について規定されていることを把握していなかったこと、指定管理者制度導入時や選定時に作成する募集要項等には文書の保存期間について規定されていなかったことが原因と考えている。</p> <p>そのため、来年度に行う次期の指定管理者選定において使用する募集要項等では、文書の保存期間について規定し、保存期間については文書の種別ごとに期間を定め、先の募集要項等に保存期間の一覧表を掲載し、再発防止を行う。</p>